

|                  |          |
|------------------|----------|
| 職業安定分科会（第 224 回） | 資料 2 - 1 |
| 令和 8 年 5 月 15 日  |          |

**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱**



厚生労働省発職 0515 第 2 号  
令和 8 年 5 月 15 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別紙「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

1 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正

(1) 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して必要な措置を講ずるに当たっての基本的な考え方

イ 事業主はその雇用する外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努める責務及びその雇用する外国人が解雇等の理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努める責務を有することを記載する。

ロ 安全・安心な社会構築をしていくことは、秩序ある共生社会の土台となるものであり、外国人労働者が、法や社会規範等を理解し、社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を構築するに当たって、事業主が適切な雇用管理及び雇用管理の改善等を行うことが重要であることを規定する。

ハ 事業主は、外国人労働者について、その在留資格が出入国管理及び難民認定法に基づき定められるものであり、同法に違反する不法就労は決してあってはならず、不法就労をさせた場合には同法に規定する罰則が適用され得るという認識の下、指針で定める事項について、適切な措置を講ずるべきであることを明記する。

ニ その他所要の改正を行う。

(2) 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置

イ 外国人労働者については、不合理な待遇の禁止及び差別的取扱いの禁止に関して、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の適用を受けることに留意することを明記する。

ロ 事業主は、日本語教育の推進に関する法律の基本理念にのっとり、国または地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人労働者及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることを規定する。

ハ 事業主は、日本語能力に配慮した教育訓練の実施その他必要な措置

を講ずるよう努めることを規定する。

ニ その他所要の改正を行う。

(3) 外国人労働者の雇用状況の届出

イ 事業主は、外国人雇用状況届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する罰則が適用され得ることに留意することを明記する。

ロ 在留カードにより外国人雇用状況の届出事項を確認する場合は、在留カード等読取アプリケーションを用いて取得した在留カードに電磁的方式により記録された情報と、当該在留カードの券面の記載を照合させることが適切である旨を規定する。

ハ その他所要の改正を行う。

2 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正

(1) 短時間・有期雇用労働者として外国人労働者を雇い入れた事業主は、当該外国人労働者に対して、通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由等について説明を求めることができる旨を文書の交付等により明示しなければならないことを明記する。

(2) その他所要の改正を行う。

3 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正

(1) 育成就労外国人については、帰国事由が自己都合による場合も含め、監理支援機関（単独型育成就労の場合は事業主）が帰国に要する旅費を負担することとされていることに留意することを明記する。

(2) 育成就労の在留資格をもって在留する者については、指針第四から第六までに掲げるところによるものとするほか、事業主は、育成就労法、育成就労法施行規則、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針や、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する内容に留意し、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に取り組むこと、送出機関が二国間取決めを結んでいる国又は地域の公的機関から推薦を受けている機関に限られていることなどに留意すること、育成就労外国人が送出期間に支払う費用が不当に高額にならないこと、育成就労外国人に対して転籍制限について説明を行うことを徹底することを規定する。

(3) その他所要の改正を行う。

4 適用期日等

- (1) この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。ただし、1については出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から、2については令和八年十月一日から適用する。（附則第一条関係）
- (2) この告示の適用に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条関係）